

枚方市戸籍・戸籍附票システムの標準化に伴う
標準準拠システム調達等に係る情報提供依頼書
(Request For Information)

令和7年7月

枚方市 市民生活部 市民課

1. 目的

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体は対象の業務システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

本市においては、現行の戸籍情報システムのリースアップに伴い、標準準拠システムに移行することを検討していましたが、令和5年に実施した「枚方市標準準拠システム導入に係る情報提供依頼」にて、各ベンダともに令和7年度中の対応は不可と回答を得ました。今般、現行システムのリースアップを迎えるにあたり、標準準拠システムへの移行時期等を把握することを目的とし、改めて令和7年度の対応可否も含め、情報提供依頼（RFI）を実施するものです。

2. 情報提供依頼内容

以下の情報について、情報提供をお願いします。

情報提供依頼内容	戸籍・戸籍附票システムに関する貴社の本市への提供可否
内容	・ 提供可否 ・ 提供方式 ・ 提供可能時期 ・ 予算（概算 イニシャル、ランニング含む）
回答様式	【様式1】回答票

3. 本市の概要

人口及び世帯数（令和7年3月31日時点）

人口数	392,072人
世帯数	187,565世帯

4. 提供資料

RFIに関して本市から提供する情報は以下のとおりです。

(1) 現行システムについて

現行システムベンダ名	富士通Japan株式会社
パッケージ名	MICJET戸籍

(2) 本市戸籍情報（令和7年3月31日時点）

本籍数	130,348戸籍
本籍人口数	322,610人

(3) 戸籍異動データ・証明発行件数（令和6年度実績）

戸籍事件数	16,135件
証明書発行件数（公用請求・広域交付含む）	98,190件

(4) 使用ハードウェア数（現行契約）

コンビニ交付利用者管理用クライアントPC	2台
スキャナ（事務内連携用）	5台（支所、市民窓口センター含む）
プリンタ	6台（支所、市民窓口センター含む）
生体認証機	45台（うち顔認証1台）

※クライアントPCは別途庁内全体で共同調達したもの（Fujitsu FMVA9600A）を使用。

(5) 戸籍事務従事者数（令和7年4月時点）

106名（住基事務担当者を含む。また、会計年度任用職員（短期）・委託事業者を除く）

5. 情報提供依頼資料

1	【様式1】回答票
2	【様式2】質問票

6. スケジュール

項目	期限
情報提供依頼に関する質問票の提出	令和7年7月18日（金）
質問票への回答	令和7年7月25日（金）
情報提供依頼回答書の提出	令和7年8月8日（金）

7. 情報提供要領

(1) 情報提供依頼に関する質問書の提出方法

質問については【様式2】質問票に記入し、令和7年7月18日（金）までに下記の「9. 担当部署」に記載したメールアドレス宛に電子メールにてご提出をお願いいたします。

(2) 情報提供依頼回答書の提出方法

①提出様式

回答は、「【様式1】回答書」に記入のうえご提出ください。回答欄では記載できない場合は任意の様式でも結構です。（ファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint形式またはPDF形式とします。）

②提出方法

下記の「9. 担当部署」に示す問い合わせ先に、電子メールで提出をお願いします。
電子メールの添付ファイルの容量が10MBを超える場合は、DVD-Rで提出いただくことも可能とします。DVD-Rで提出する場合は郵送または持参でご提出ください。

③提出期限

令和7年8月8日（金）

8. 注意事項

- (1) 本情報提供依頼は、システム等標準化に係る事業者動向を得ることを目的としており、契約の意図や意味を持ちません。
- (2) ご提供いただいた情報は、本市における戸籍及び戸籍附票システムの標準化に係る検討にのみ使用することとし、貴社の断りなく他の目的には使用いたしません。
- (3) 本情報提供に係る資料の作成、提出等に要する費用は各事業者のご負担でお願いいたします。
- (4) ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。質問票にていただきました質問については、ご質問いただいた事業者様へ直接回答させていただきます。
- (5) 本RFIに伴い、本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本RFIに関する作業以外には使用を禁じます。
- (6) ご提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ等を行う場合があります。
- (7) 本市への戸籍・戸籍附票業務の標準準拠システムの提供が、令和8年度（2026年度）末までに可能な場合、本市に対して費用積算に必要な情報を収集し、標準化移行に必要な費用（現行システムからのデータ抽出費用を除く）、及び導入後の運用経費（年額）を積算し、令和7年9月末までに提供してください。

9. 担当部署

〒573-8666

枚方市大垣内町2-1-20

枚方市 市民生活部 市民課 担当：山口

TEL：072-841-1308

MAIL：hirakata-koseki@city.hirakata.osaka.jp